

# 後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用促進について

## ※後発医薬品使用体制加算の算定について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分・効能・効果をもつ医薬品のことです。



当院では厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたり、品質・有効性・安全性を有するか、安定供給が補償されているかなどを、院内で十分に検討した上で採用しています。

仮に、供給が不足した場合には治療計画等の見直しを行う等、適切に対応いたします。

後発医薬品への変更について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

また、医薬品の供給状況によっては投与する薬剤を変更する場合がございます。

変更時は十分なお説明をさせていただきますので、あわせてご理解・ご協力の程よろしくをお願いいたします。